

スポーツ技術においてなぜ知的財産が問題となるのか

いくつかの最高で最も革新的なスポーツ技術製品を開発するため研究開発に数百万ドルを費やすことを想像してみよう。業界における成功を表すブランド名を構築するためのトップマーケティングと宣伝広告に少なくとも同じくらいの費用を費やすことを想像してみよう。何年にも及ぶ懸命な仕事、眠れない夜、そして大人としてしなければならないであろうと学生時代には誰も言うことがなかった犠牲を払った結果として「辿り着いた」時の感情を想像してみよう。そして、公正さは言うまでもなく、貴社の懸命な仕事や貴社の血と汗と涙の全てを利用する新たな競合他社がにわかに出現し、数分の1の価格で入手できる貴社製品の「次善」バージョンであるという触れ込みの製品をもって市場に参入してくる様を目の当たりにすることを想像してみよう。このシナリオは決して珍しいものではなく、また新しいものでもない。これはしばしば、自由市場経済における競争の行き着く先そのものである。そうであるとすれば、競争においてこのようにタダ乗りをする者から自社を保護するために、スポーツ技術企業は何をすることができるだろうか？1つの答えは、積極的な知的財産資産管理の採用である。

Columbia Sportswear Co.は、自社の知的財産資産の保護が如何に重要となり得るかを学んだ企業の例である。スキーやスノーボードといった特に寒中スポーツ用スポーツウェアの有名企業である Columbia Sportswear は、意匠や実用特許といった知的財産を使用する特許化された「オムニヒートリフレクティブ技術」で知られるようになった。オムニヒートは、通気性と水分吸湿を確保しながら、体熱を最大限に利用して着用者の保温を実現する材料から成るものである。Columbia Sportswear は、2012年、この技術と各種意匠を特許化し、スキー用ジャケット、手袋、その他寒中スポーツ用具にオムニヒートを組み込んだ。ほどなくして、サンディエゴの snow gear 企業である Seirus Innovation Accessories が、各種手袋を含むヒートウェア製品をもって参入してきた。

2013年を皮切りに、Columbia Sportswear は、Seirus を相手取った一連の3件の特許権侵害訴訟、すなわち、ワシントン州における訴訟、オレゴン州における訴訟、並びにカリフォルニア州サンディエゴにおける訴訟を提起することにより自社の知的財産権を Seirus による侵害から保護するためのキャンペーンを開始した。これら各訴訟において、Columbia Sportswear は、少なくとも一部自社に有利な判決を得ることができた。最新のものはサンディエゴにおいて得られたものであり、3件の Columbia Sportswear の特許に基づくこの訴訟は、2017年9月に全員による陪審裁判に付された。2週間に及ぶ公判の結果、陪審団は、Columbia Sportswear に有利な3百万米ドルの評決を下した。Columbia Sportswear の特許の1つの一部を無効とする判断もあったが、同社は、こうした判断を覆すよう努め、自社のオムニヒート意匠に関する世界各国における数多くの特許を維持し続ける旨を公表した。

ここでの教訓は、多くの業界において知的財産権が問題となるものであり、スポーツ技術はその1つであるということである。知的財産資産には価値があり、保護されるべきであり、その関連権利は行使されるべきものである。洗

練された特許権行使戦略、ブランド保護プログラム（すなわち、商標）、若しくは営業秘密保護プログラムと相まった強力な特許取得プログラムにより保護を求めるか否かにかかわらず、これらは何れも貴社の知的財産の価値を守り強化するための方法である。貴社にとっての次の問題は、こうした極めて貴重な資産を如何に活用するかを貴社が知りたいか否かである。

貴社の知的財産資産を戦略的に開発し最大限に活用する方法の詳細については、Tammy Dunn（dunn@oshaliang.com）にご連絡いただくか、当事務所ホームページ（www.oshaliang.com）をご覧ください。